高松ブロック統括センター配水管布設工事助成要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、水道の普及促進、生活環境の改善及び輻輳管の解消を図るため、香川県広域水道企業団水道事業等の設置等に関する条例（香川県広域水道企業団条例第３号）第３条第２項に規定する給水区域の内、高松市の給水区域において、地区住民が共同で行う配水管布設工事、個人若しくは法人が行う住宅地等開発（国、県及び市等が行う事業は除く。以下同じ。）に伴う配水管布設工事又は福祉施設が行う配水管布設工事に対し、毎年度予算の範囲内で助成することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、「住宅地等開発」とは、自己の専用住宅を除く宅地分譲、分譲住宅、共同住宅及び長屋建住宅に係る開発行為をいう。

（事前協議）

第３条　助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、事前に当該計画の概要について香川県広域水道企業団企業長（以下「企業長」という。）と協議しなければならない。

２　企業長は、前項の規定による事前協議により、必要な事項を申請者に指示するものとする。

（申請）

第４条　前条に規定する事前協議完了後、申請者は、次に掲げる書類を企業長に提出しなければならない。

（１）　配水管布設工事採択申請書（様式第１号）

（２）　助成申請を行う配水管布設工事を含めて、給水を必要としているところの概要

説明書、位置図、施工設計書、使用水量計算書、使用配管材料表、工程表、公図の写し及び登記簿謄本

２　前項に掲げるもののほか地区住民が共同で行う配水管布設工事については、団体名及び代表者選任届（様式第２号）

３　個人又は法人が行う住宅地等開発に伴う配水管布設工事については、第１項に掲げるもののほか開発行為許可通知書の写し又は農地法の規定による許可書の写し若しくは申請者が３戸以上の住宅地等開発を行うことを証明できる書類

４　福祉施設が行う配水管布設工事については、第１項に掲げるもののほか福祉施設指定通知書、福祉施設設置認可証等の写し及び別に国又は県若しくはその他公共団体から助成を受け、又は受けようとする場合には、その助成の内容を記載した書類

（採択の条件）

第５条　この要綱に基づく助成対象工事は、次に掲げる採択条件を具備するものでなければならない。ただし企業長が特に認める場合はこの限りでない。

（１）　配水管の口径が50ミリメートル以上であること。

（２）　縦断方向の布設距離の延長が500メートル以内（単独の横断は適用しない。）であること。

（３）　公共用道路（私所有地の公衆用道路を除く。以下同じ。）であり、維持管理上支障を生じないこと。

（４）　配水管を布設しようとする公共用道路は、技術的に施工が可能であり、申請時の現状において幅員が1.8メートル以上であること。

（５）　申請時の現状において、企業長が配水管布設をする必要性があると認めた公共用道路に限るものであること。

（６）　１日平均使用水量が、布設された配水管内水量以上であること。

（７）　自然水圧で給水可能な範囲（配水管から給水管に分岐する箇所での配水管内の最小動水圧が150kPa以上）であること。

（８）　管末には、排水装置を設置し、排水が適切に排除できること。

２　前項に掲げるもののほか地区住民が共同で行う配水管布設工事については、地区住民が、事業の趣旨に賛同し、配水管布設工事に必要な団体（受益戸数３戸以上かつ家庭用水として活用が見込まれる）を構成し、かつ、代表者の選任ができること。

３　個人又は法人が行う住宅地等開発に伴う配水管布設工事については、第１項に掲げるもののほか申請者が３戸以上の住宅地等開発を行うものであること。

４　福祉施設が行う配水管布設工事については、第１項に掲げるもののほか指定又は認可を受けた福祉施設であること。

（助成の範囲）

第６条　申請者が施行する前条の配水管布設工事について、この要綱に基づく助成の範囲は、当該配水管布設工事に係る総事業費のうち、配管材料費、道路仮舗装復旧工事費、道路本舗装復旧工事費又は道路掘削復旧負担金とする。

２　配管材料費については、竣工図及び使用配管材料内訳表に基づき、高松ブロック統括センター（以下「高松ブロック」という。）の定める単価で算出した額とする。

３　布設する配水管の口径は、高松ブロックが指定するものとする。

４　布設する配水管の管種は、耐震型ダクタイル鋳鉄管及び水道配水用ポリエチレン管のうち、高松ブロックが指定するものとする。

５　申請者が、高松ブロックの付した条件を承諾しない場合、申請を受理しないことができる。

６　道路舗装復旧工事費については、高松ブロックの定める単価で算出した額に、次に掲げる各号で算出した面積を乗じて得た額とする。

（１）　高松ブロックで定める掘削断面図を基準に施工するものとする。

（２）　道路舗装復旧面積については、高松ブロックと道路管理者で協議を行い、高松ブロックが掘削部の道路舗装復旧面積の算出を行う。工事施工時において生じた道路舗装影響部については、工事施工者の負担とする｡

（採択通知）

第７条　企業長は、配水管布設工事採択申請書を受理したときは、当該申請に係る書類及び現地調査等により、その内容を審査した後、配水管布設工事採択通知書（様式第３号）により、申請者に通知しなければならない。この場合において、企業長は、助成の目的を達成するために必要な条件を付すことができる。

（変更申請及び変更承認通知）

第８条　前条の規定により、通知を受けた申請者が、当該配水管布設工事計画を変更又は廃止しようとするときは、速やかに配水管布設工事計画変更等承認申請書（様式第４号）を企業長に提出し、その承認を受けなければならない。

２　企業長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、その結果を配水管布設工事計画変更等承認通知書（様式第５号）により、申請者に通知するものとする。

３　申請者が配水管布設工事の計画変更により第５条の採択条件を満たさない場合は、当該採択は、無効とする。

（申請者の変更）

第９条　申請者は、第７条に規定する通知を受けた後に、申請者名に変更が生じた場合は、申請者変更届（様式第11号）を企業長に提出しなければならない。

（工事の施行）

第10条　申請者は、第７条の必要な条件及び工事仕様書等を遵守し、安全に施工をしなければならない。

（着工及び竣工）

第11条　申請者は、採択通知受理後、工事を着工しようとするときは、企業長が認める工事施工業者と工事請負契約を締結し、速やかに着工届（様式第６号）に工事請負契約書の写しを添えて企業長に提出しなければならない。

２　申請者は、現場作業完了後30日以内に竣工届（様式第７号）に、高松ブロックが指定する竣工図、工事内容写真、使用材料内訳表、道路舗装復旧面積表、道路掘削復旧負担金の領収書を添えて、企業長に提出しなければならない。

（工事着工及び完了の期限）

第12条　申請者は、採択通知受理後30日以内に工事を着工しなければならない。

２　申請者は、採択申請書を提出した日から起算して１年以内に対象工事の竣工検査を受けなければならない。

（期限の延長）

第13条　申請者は、道路管理者等からの許可条件等のやむを得ない理由により、前条に定める期限までに工事の着工又は竣工検査を受けることができない場合は、企業長に期限延長願（様式第10号）を提出し、期限の延長について承認を得なければならない｡

（催告）

第14条　企業長は、第11条及び第12条に規定する期限を経過した工事がある時は、文書により申請者に催告することができる。

（竣工検査）

第15条　企業長は、竣工届を受けた日から14日以内に当該配水管布設工事の竣工検査を行うものとする。この場合において、竣工検査に係る経費は、申請者が負担するものとする。

（助成金交付決定の通知）

第16条　企業長は、当該申請者が前条の竣工検査に合格したときは、助成金交付額（消費税を含んだ千円未満切り捨てた額）を記載した、助成金交付決定通知書（様式第８号）を当該申請者に通知するものとする。

（助成金交付の申請）

第17条　申請者は、助成金の交付を受けようとするときは、前条の通知を受けた日から、30日以内に、助成金交付請求書（様式第９号）を企業長に提出しなければならない。

（助成金の交付）

第18条　企業長は、前条の助成金交付請求書を受理したときは、受理した日から30日以内に助成金を交付するものとする。

（財産の帰属等）

第19条　当該配水管布設工事により設置された施設は、前条の助成金の交付後、香川県広域水道企業団（以下「企業団」という。）に帰属するものとする。また、企業長は、当該配水管布設工事により設置された施設が企業団に帰属する前であっても、申請者との協議の上、高松ブロックが施行する給配水管接続工事を行うことができるものとする。

（採択及び交付決定の取消し）

第20条　企業長は、助成対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、採択及び助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（１）　偽りその他不正の行為により採択申請又は交付請求したことが判明したとき｡

（２）　第14条の催告を発した日から起算して30日を経過した日までに竣工書類等の提出又は第13条に定める期限延長願の提出がないとき。

（３）　この要綱に違反したとき。

（４）　前３号に掲げるもののほか、企業長の指示に従わなかったとき。

２　企業長は、前項の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合において、その取消しに係る部分に関し、既に助成金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（委任）

第21条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、企業長が定める。

附　則

　この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

　　この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附　則

　　この要綱は、令和６年４月１日から施行する。